

議案第 5 7 号

和光市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市下水道条例の一部を改正する条例

和光市下水道条例（昭和 5 5 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(排水設備の工事の実施)</p> <p>第 8 条 排水設備の新設等の工事（別に定める軽微な工事を除く。）は、当該工事に関し管理者が別に定める技能を有する者（以下「下水道責任技術者」という。）を<u>選任している工事施工業者</u>として管理者が指定したもの（以下「下水道指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。</p> <p style="text-align: center;">(除害施設の設置)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>第 1 1 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下次項及び第 3 項において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第 2（第 1 5 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 2 1 年勅令第 1 1 8 号）第 4 条の規定により入浴料金が定められるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 3 2 年厚生省令第 3 8 号）第 2 条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場か</p>	<p style="text-align: center;">(排水設備の工事の実施)</p> <p>第 8 条 排水設備の新設等の工事（別に定める軽微な工事を除く。）は、当該工事に関し管理者が別に定める技能を有する者（以下「下水道責任技術者」という。）が<u>専属する工事施工業者</u>として管理者が指定したもの（以下「下水道指定工事店」という。）でなければ行つてはならない。</p> <p style="text-align: center;">(除害施設の設置)</p> <p>第 1 0 条 (略)</p> <p>第 1 1 条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水並びに法第 1 2 条の 2 第 1 項及び第 5 項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。以下次項及び第 3 項において同じ。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設を設けてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で条例により当該公共下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第 5 号に掲げる項目に類似する項目及び<u>大腸菌群数</u>を除く。）当該排水基準に係る数値</p> <p>2・3 (略)</p> <p>別表第 2（第 1 5 条の 2 関係）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>備考 公衆浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和 2 3 年法律第 1 3 9 号）第 1 条第 1 項に規定する公衆浴場であつて、物価統制令（昭和 2 1 年勅令第 1 1 8 号）第 4 条の規定により入浴料金が定められるもので、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和 3 2 年厚生省令第 3 8 号）第 2 条の規定により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場か</p>

ら公共下水道へ排出される汚水をいう。

ら公共下水道へ排出される汚水をいう。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年8月29日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

政府の「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」の趣旨を踏まえた排水設備工事責任技術者の常駐・専属規制の緩和、及び下水道法施行令（昭和34年政令第147号）の一部改正に伴う公共下水道からの放流水に含まれる大腸菌群数に係る基準の見直しを行うため、この案を提出するものである。